

令和5年度第3回印西市補助金等評価委員会 会議録

開催日時	令和6年1月24日（水）午後1時20分から午後4時30分まで	
開催場所	印西市役所 大会議室	
出席者	委員	熱田委員、池田委員、木下委員、酒巻委員、斑目委員
	事務局	高平総務課長、酒井課長補佐、一畝田係長、石黒主査補、渡邊主査補
	担当課	（市民活動推進課）川島課長、秋本係長、金丸主任主事 （クリーン推進課）関係長、永井主査補 （障がい福祉課）【7】唐澤係長、古山主査 【8】川村係長、佐藤主任主事 （指導課）石川課長、小名木副主幹
議題	<p>（1）補助金等に対するヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【5】防犯灯補助金（市民活動推進課）</li> <li>・【6】生ごみ処理容器等購入費補助金（クリーン推進課）</li> <li>・【7】障害者団体連絡協議会等補助金（障がい福祉課）</li> <li>・【8】最重度強度行動障害者特別支援補助金（障がい福祉課）</li> <li>・【9】中学校部活動補助金（指導課）</li> </ul>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 補助金等評価シート</li> <li>・ 各補助金等ヒアリングシート等</li> </ul>	
会議結果	<p>（1）補助金等に対するヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課からの説明を行い、評価をいただいた。</li> </ul>	
議事要旨		
	<p>【 議 題（1）補助金等に対するヒアリング 】</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・【5】防犯灯補助金（市民活動推進課）</span></p> <p>■担当課より補助事業概要の説明 （質疑応答概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UR等が団地に設置する防犯灯と、補助対象となる防犯灯との違いは。 →UR等が設置した団地の敷地内のみを照らしている照明は、補助金の対象とはなりません。一部でも公共用地や公道等を照らしている防犯灯については、団地内でも補助の対象となります。</li> </ul>	

- ・補助対象について、これまでの経緯は。

→平成 22 年の合併前に、旧印旛村と旧本埜村は、防犯灯を村で管理していました。旧印西市は、町内会や自治会等の地域団体に管理を委ね、経費の一部を補助金交付していました。そして合併にあたり、旧印西市の方式に統一しました。しかし、当時約 160 の地域団体に補助金を交付する事務負担が多たであること、防犯灯の管理に要する経費の 9 割超を補助金交付していたことから、補助事業の意義が薄れているということで、平成 26 年 10 月より、原則、防犯灯を市の直轄管理としました。その中で、自分達で管理をしたい団体と集合住宅については、従来同様に補助金交付し、現在 34 の地域団体が補助対象となっています。
- ・今後、補助対象の防犯灯は増えるか。

→業者が住宅の開発をする際に、公共の道路に合わせて防犯灯も設置し、市に移管されることが多いです。防犯灯の数も増えているので、自分達で管理したいという団体が増える可能性はあります。団地等でも道路を照らしている防犯灯は補助が出ることを、毎年 1 回、管理組合にお知らせしています。令和 6 年度は、新たに 1 団体増える予定です。
- ・開発事業地域内での私道のような部分でも、住民が共有する防犯灯は、市に移管されるのか。

→市の移管基準を満たすものについては、市へ移管されます。基準に該当しないものは、団体での維持管理になります。
- ・電気代が高騰しているが、維持管理費等の補助の緩和はあるか。

→防犯灯の電気代への補助なので、昨年度については電気代が高騰した理由で、年度途中で補助金の増額補正を行っています。
- ・補助金交付規則第 4 条にある「無電極ランプに自動点滅器を取り付けた定額灯」は、多く取り付けられているか。

→現在、基本的に LED 化され、ほとんどが「LED ランプ」になっています。
- ・市に移管されているものが大半とのことだが、例えば電気会社と大口ロット契約時にコスト削減できるものなのか。

→防犯灯は、原則 LED とし環境に配慮し進めています。経費についても安くはなっているはずですが、電気代の高騰や変動、新たな設置もあ

り、全体のLED効果は見えにくく、LED化もここ5年間で順次進めたため、現在、コストについて数値が掴みづらい結果になっています。

- ・自治会からの防犯灯の新設の要望を受けているか。  
→要望を毎年調査していき、ほぼ要望通りついている状況です。令和4年度は66基、令和3年度は89基を新設しました。新設の要望があれば、職員が現場を確認し、必要性が確認できれば、要望通り受けています。
- ・防犯灯の新設を要望してからどれくらいの期間で設置されるか。  
→毎年10月頃の市の翌年度予算要求前に自治会に要望調査を行い、灯数や状況等を現地確認して予算化します。予算が認められたものを翌年度内に設置しています。
- ・本補助金を知らない可能性がある自治会に対する周知方法は。  
→新しい自治会等ができれば、5月末頃にチラシ等にて周知を行っています。自治会の集まりでも周知していますので、1年に1回は補助金資料等について確認していただいています。
- ・全自治会に本補助金の情報が伝わっている理解でよいか。  
→そのとおりです。参考ですが、自治会がない場合は、近隣の5名の連名で要望する方法もあります。自治会ではない、マンション管理組合やUR管理組合は全部で57団体あり、そちらについても、1年に1回、補助金について公道を照らしていれば、補助金対象になることをアナウンスしています。
- ・印西市の住宅地は暗いイメージがある。自治会や町内会に対して、各家庭が門灯・玄関灯を点けてください等の指導を担当課からできないか。  
→開発事業者には、防犯灯等の設置配慮をお願いしています。強制ではありませんが、防犯灯に近いものの設置をお願いしております。各町会にはお願いはしていません。一部無電柱化の地域について、防犯灯を柱につけられないため、防犯上、門柱や住宅の照明を明るくしている地域があります。

・【6】 生ごみ処理容器等購入費補助金（クリーン推進課）

■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

- ・ 今後の本補助金の推移をどう考えているか。  
→当課の啓発活動の成果や、社会的な環境意識の浸透もあり、補助申請数は今後も増加していくと考えています。また、本補助金の予算執行率がここ数年ほぼ100%であることから、今後も普及啓発の必要性を感じているため、継続していきたいです。
  
- ・ 本補助金の再交付は5年経過後となっているのはなぜか。  
→ごみ処理容器等の耐用年数5年を基準としていまして、5年経過後には十分にごみの減量や資源化を推進できたものとして、新たな補助申請ができるようにしています。
  
- ・ 本補助金を知らない方への普及啓発はどうしているか。  
→潜在的な申請者が欲しいと思う時に、市の啓発媒体に接することができる機会を増やしていまして、広報紙・市ホームページ・X（旧Twitter）等のSNS・当課で用意しているスマートフォンのごみ減量アプリのインフォメーション機能等を活用して普及啓発を続けています。
  
- ・ 容器等を売っている販売店への働きかけはしているか。  
→販売店とも連携をして、制度についてのポスター等を貼っていただき、普及啓発に協力をいただいています。
  
- ・ 本補助金の効果をごみ排出量等の数値で把握しているか。  
→住民1人当たりが1日に出す燃やすごみの量について、ここ近年の推移として、平成30年度までは毎年燃やすごみは減少していました。その後、コロナ禍による外出自粛の影響もあり、令和元年・令和2年と連続して増加。令和3年度からまた減少しています。生ごみは、一般に燃やすごみの4割と言われていまして、燃やすごみの減少に伴い、生ごみも減少していると認識しています。数値としては、平成30年度が185グラム、令和元年度が189グラム、令和2年度が194グラムと一時増加傾向にあり、令和3年度が191グラム、令和4年度が187グラムとなり、生ゴミは減少傾向を取り戻しています。社会情勢の変化により、一時ごみの量の変動はありましたが、ごみの量は減り続けていまして、生ごみの量は着実に減少していると認識しています。

- ・小中学生にむけて、ごみの減量に対する教育施策は行っているか。  
→各小中学校において、学校主体として環境教育を行っていきまして、当課としてもその一助となるものとして小学4年生を対象に、ごみの出し方やごみの処分について記載した下敷きや自由帳等の啓発品を配っています。また、小中学校全校を対象にして、市の職員がごみの出し方等を教える出前講座を行っています。
  
- ・子供に対する教育は今後も重要になってくると思うので、引き続き努力されたいと要望する。
  
- ・「一般廃棄物処理概要」に1人当たりの1日のごみの排出量は、令和3年度865グラムとあるが、先ほどの生ごみの量とは違うものか。  
→記載された令和3年度の数値は、ごみの総排出量です。内訳としては、燃やすごみをはじめとした家庭系のごみに、事業系のごみを加えたものです。割合として、家庭系の燃やすごみの4割が、生ごみです。
  
- ・計画上のごみ排出量の目標は696グラムで、ずっと横ばいと思う。目標に達していない原因は、家庭系の燃やすごみではなくて違うところにあるのか。  
→原因としては、燃やすごみも含め、その他のごみが含まれています。計画で設定している目標値がチャレンジングなものですので、その理想値と現状の乖離を埋めるために、当課としても、毎月のごみの原単位等について、前年度の比較値や計画値との差をお知らせし、ごみの減量について啓発活動を進めています。
  
- ・要綱では、生ごみ処理容器は1世帯に2基以内、50リットル以下だと4基以内とあるが、実際に最大数で申請される方はいるか。  
→実績として、50リットル以下の容器を4基申請される方は、ここ数年でいません。ただ、容器を最大値2基で申請される方は、容器を選ぶ世帯の一定程度います。
  
- ・生ごみ処理容器は、複数基必要なものなのか。  
→コンポスト容器は、ごみを乾燥させて減量させる方式ではなく、ごみを発酵させ堆肥化させるものになります。一つの容器に生ごみを入れて発酵させている間に、もし埋まればもう1つの容器を使うという使い方を想定して複数基の申請が可能にしてあります。

・5年に1回補助金申請可能だが、地球温暖化の観点から5年でのライフサイクルコストとしては高く、地球に優しくないと思う。耐用年数とのことだが、交付の申請サイクルを5年にしているのは適正なのか。

→5年は耐用年数を基準としていて、十分お使いいただいたという期限になりますが、5年経ちましたらすぐに交換してくださいという期限ではありません。当課で行っているアンケートでは、今使用している方で、今後も使用を続けたい方が8割以上います。現状でも、再交付の申請数より新規での申請数が多いです。5年で積極的に買い替えるということではなく、使えるものは継続して使っています。補助があっても、2分の1は自己負担になりますので、利用者の方には大事に長く使って、減量に努めていただければと考えています。

・補助金の利用者が、本補助金をどのように知ったか把握しているか。

→利用者アンケートの結果では、購入者の半数が広報紙・市のホームページで知ったとのこと。

・利用者は処理した生ごみをどうしているか。

→現状ですと、生ごみ容器が堆肥化、処理機が乾燥して減らすということになりますので、処理機を購入された方のごみは、生ごみは水分が80%程度であることから、7分の1程度に減容されます。コンポスト容器の場合は、堆肥化して土のようになるため、それをまた拾い上げてごみ袋に入れることはないと考えます。

・補助金の利用者へのアンケートの頻度は。

→毎年アンケートをしまして、結果については、事業に活かしたり、広報紙に掲載したり活用しています。

・本補助金を利用している世帯の割合はどのくらいか。

→過去5年の交付世帯数は、令和4年度が95世帯、令和3年度が117世帯、令和2年度が83世帯、元年度が52世帯、平成30年度が47世帯です。これまでに購入された方の処理機や容器がどれだけ現存しているかは把握できていませんが、これまでの新規交付世帯数は累計で3035世帯です。

- ・剪定枝粉碎機はどういうものか。  
→切り落とした枝を、チップ状に細分化、粉碎する機械です。太さ3センチ、4センチの枝を対象とする機械が多いです。
- ・剪定枝粉碎機はホームセンターで売っているか。  
→売っています。
- ・剪定枝粉碎機を住宅地で使う場合、騒音やにおいはあるか。  
→稼動音はしますので、周りに配慮し使っていただきます。においはしません。そのまま生木を入れ、細かくチップ化して、有効活用していただいております。
- ・剪定枝粉碎機を一般家庭でも利用しているか。  
→利用しています。
- ・生ごみ処理機と剪定枝粉碎機の、購入価格はどのぐらいか。  
→生ごみ処理機については、実際に売り出されている価格では8万円から9万円程度を想定しています。剪定枝粉碎機については、大体6万円程度で一般に流通していますが、エンジン式と電気式で値段が違い、さらに高いものもあります。

#### ・【7】 障害者団体連絡協議会等補助金（障がい福祉課）

##### ■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

- ・連絡協議会の経費について、高額な備品は毎年購入しているか。  
→連絡協議会について、毎年の備品購入はないです。高額な備品は、今後、事業継続するうえで、必要なものを計画的に購入しています。
- ・連絡協議会とその下部である個別団体の両方に補助金を支出しているが、2重で補助していないか。  
→2重で補助していません。以前は協議会に一括補助して、協議会において個別団体に振り分けをしていましたが、過去の補助金等評価委員会のご指摘で制度の見直しを行いました。

- ・今年度や来年度に、補助団体における備品の購入予定はあるか。  
→今のところは伺っていません。
- ・補助金を支出している団体に類似した団体で、補助金を支出していない団体はあるか。  
→現在把握している障がい者団体はすべて補助対象になっています。
- ・補助対象について、令和4年度は6件、令和3年度は7件だが、団体が減ったのか。  
→「印西あおぞらの会」という団体が、会員数の減少により解散しました。
- ・令和5年度現在の団体数は。  
→6団体です。
- ・個別団体への補助金5万円について、定額ではなく上限額でよいか。  
→上限額です。
- ・個別団体の会員数に差があるが、会員数によって上限額を変えない理由は。  
→各団体で行う研修会や啓発活動に充てていただきたく、自由度を持たせるために、会員数に依らず一律の基準での交付を行っています。
- ・「印西市聴覚障害者協会」の令和4年度決算額の市補助金が上限の5万円でないのはなぜか。  
→コロナ禍で、予定していた事業の規模が縮小されたためです。
- ・「印西市聴覚障害者協会」と「印西ハーモニーの会」は補助金の上限5万円ではなく、返金している年もあるが、備品購入はなかったのか。  
→必要であれば経費として備品の補助金支出はします。5万円で予算を組んでいたのですが、結果として、団体の備品購入希望はなく返金となっています。



・「印西市聴覚障害者協会」の令和4年度決算額で合計73,250円の歳出があるので、返金しないでもよいと思うが、協会の意向で返金を受けたのか。

→補助金の対象になる経費とならない経費があり、令和4年度に補助対象になる経費が、28,960円ということです。

・団体のどのような経費が補助金対象外になるのか。

→過去の補助金等評価委員会において、団体の維持のための事務費は対象外、団体が目的とする事業に対しての補助とすべきとご意見をいただき、事業継続のために必要な経費を対象としています。

・コロナ禍のように実質的にイベント等の活動ができない期間の補助のあり方については、今後検討の余地があるのではないか。

・過去の補助金等評価委員会で指摘をうけて、現在の補助体制になっているとのことだが、現在、各団体から「印西市障害者団体連絡協議会」に負担金を支出しているのでは、ある意味協議会に二重にお金が流れているように思うが、当時の指摘をどのように考えて今の体制になったのか。

→当時の決算報告によると、協議会から5団体に対して72,000円ずつ交付していたので、当時と比べ減額となっていますが当時の議論は把握していません。

・「印西市障害者団体連絡協議会」において、各団体からの負担金を何に充てているのか明確であればよい。

・各団体の会員数を足すと100名くらいになるが、同じような障がいを持つ方の中で、どれくらいの割合になるのか。

→障がい者手帳を持っている方について、昨年度末時点で、身体が2,307名、知的が702名、精神が764名、合計3,773名となっています。団体の会員は、ご家族に障がいを持つ方もいて、障がいを持つ本人とは限らないので、割合は出せません。団体の事業は、会員以外への市民に向けた啓発等も目的としているので、必ずしも会員でなければならないわけではありません。

・各団体の決算について、補助金以外の収入は何があるか。

→イベント等で、制作した物の販売があります。それに加えて、社会福祉協議会やその他団体からの補助金と寄附金、講師謝礼等があります。

・各団体、イベント等での販売を行っているのか。

→各団体で行っています。

・【8】最重度強度行動障害者特別支援補助金（障がい福祉課）

■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

・シートに本来であれば国の制度として行われるべきとあるが、国への要望はしているのか。

→現在、国は、障がいのある方を施設に入所させるより、地域で生活してもらう方針となっていて、入所施設ではなく、地域で受け入れています。最重度の方を受け入れるためには、職員のマンパワーが必要になりますが、ある程度のサービス給付費の加算はありますが、つきっきりで何人もの職員が交代で見えていないといけない分の人件費が足りていない現状です。特段の国への要望はまだ行っていませんが、機会があれば要望していこうと考えています。

・「いんば学舎 花かご」は令和5年度から予算化されているが、どのような施設か。

→成田市にある生活介護の事業所で、畑で農作物を作る等の活動をしています。

・本補助金を支出しているような施設がない、近隣の自治体はどうしているのか。

→大きな自治体でしたら生活介護事業所はありますが、事業所がない自治体は近隣の事業所に通うこととなります。

・「花かご」は、以前からある施設なのか。

→以前は他の法人が行っていた事業所として、印旛福祉会が引き継いでいます。印西市含めいろんな地域の方が通われています。

・本事業と類似する国や県の補助金はないのか。

→施設に通うことへの国・県の補助金はありませんが、障がい福祉サービス料として、重度の方を多く受けて入れていると施設に加算の給付があります。

・近隣自治体の状況を見ると、同じような市単独の補助はないようだが、近隣自治体はどうしているのか。

→近隣自治体の方は通所ではなく、入所をされていると考えています。

・入所していれば、その分の補助が国費や県費で賄われるのか。

→入所している場合は、国や県、市により、サービスの給付費として支払われます。

・印西市は入所施設が近くになく、印旛福祉会が運営する通いの施設があるので市単独補助をしているということか。

→入所施設がないということや、ご本人やご家族が地域で生活をしたい意向をお持ちということで、補助をしています。

・各学舎の決算にある、事業収入は何があるか。

→イベント等での販売収入もありますが、サービス給付費として、国や県や市から入る給付費を主たる事業収入としています。

・歳出で人件費がほとんど占めていますが、専門職の方がいるのか。

→日々生活支援が必要な方が多くいるので、専門職の方がいます。

・「草深」と「松虫」と「花かご」の事業主体は同じか。

→事業主体は同じ法人です。

・決算状況や翌年度の繰越金について、補助金を支出するときに考慮しているのか。

→考慮はしていません。

・マンツーマンで個人に対して職員が対応しないといけない状況を見ると、事業所への補助ではあるが、個人への補助という考え方もできるのか。

→生活指導員の配置数について、3人に1人、4人に1人とある程度決まっていますが、それよりも手厚く配置するための経費への補助となり

ます。

・内部留保というか、翌年度繰越金が1千万円くらいあるので、補助金が要らないのではという考え方もあると思うがいかがか。

→通常配置する職員より、さらに配置する必要がある職員の経費への補助になります。事業所が安定して運営していくためにある程度繰越金が必要と考えています。

#### ・【9】中学校部活動補助金（指導課）

##### ■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

・各中学校における申請の違いはあるか。

→申請の違いはありません。違いがないように、事前に各中学校に説明会をしています。

・スポーツ系と文化系の部活の違いはあるか。

→本補助金は、部活動の一環として、交通費・宿泊費・参加費への補助になります。遠征が多い部活の方が、補助対象が多くなるため、結果的に文化系よりスポーツ系の部活が多くなっています。

・スポーツに長けた順天堂大学と連携した活動はあるか。

→全国的に、部活動の地域移行が話題になっています。本市においても、「部活動地域移行推進協議会」を設置し、委員の方々に審議していただきながら、慎重に地域移行できるように準備しています。順天堂大学の教授を委員として招き、会長に就任していただいております。市の部活動や地域移行のあり方を一緒に模索していただいております。平日の部活動を地域クラブに置き換えて、兼職兼業等の教員も含めた地域の指導者により、中学生がスポーツや文化芸術に触れる機会を設けられるよう考えています。また、順天堂大学の学生が地域クラブの指導者として関わることができるか、他市の状況等を考慮しながら連携の強化を検討していきたいと考えています。順天堂大学内で、学生に対して地域移行に関するアンケートを実施されたので、こちらの結果も考慮していきたいです。

・現状で、順天堂大学と連携している部活動はあるか。

→中学校の部活動ではありませんが、小学校ではあります。市で毎年、駅伝大会を行っていて、順天堂大学の学生3名に、伴走者として走る姿を見せていただきました。また、閉会式では参加した児童に対し、励ましの言葉をいただきました。

・順天堂大学が現在のキャンパスに移転した時、学生が学校の指導に当たれば、日本一の部活になるのではと聞いたことがある。実現はできていないが、学生の能力を学校の現場に活かせれば、印西市のポテンシャルの向上になると思う。要望として、ぜひ教育委員会で考えていただきたい。

・部活動の地域移行について、市でどのように進めようと考えているか。

→令和5年度から地域移行の協議会を設立しています。どのように地域移行を進めていくかという話し合いを、今年度は4回設けました。県において、令和6年度に1中学校1部活の地域移行を目指すところから3年後までのスケジュールが示されていますが、課題も山積しています。市の協議会では、令和7年度は、1つモデルを作ることを検討していきまして、休日の部活動を地域移行し、平日は学校で指導する流れを考えています。

・サッカーや野球等、人数が必要な部活も地域移行する流れか。

→市の中学校において、人数が少ないためチームが組めないところもありますので、地域移行により選択肢が広がり、学校の枠を外した活動ができることは良い点と考えています。

・中学校にこの部活が無いから、他の中学校に行きたいという要望はあるか。

→要望は毎年あります。部活が無いという理由は、他の中学校を選択できるという学区外就学の要件の1つとしています。

・各学校の補助金の申請額等は細かく確認しているか。

→各中学校からの補助金の申請や実績について、金額の明細を確認したうえで、決裁しています。

・市の中学校9校で、部活動が124個あるが、部活動に加入している

生徒数は割合程度か。

→83.5%の生徒が部活動に加入しています。地域の学校外のクラブ等に所属している生徒で、学校の土日等の活動に参加できないが、所属している方もいます。

・部活動は毎日やっているのか。

→土日に活動していない部活も多くあります。

・部活動の地域移行について、近隣自治体の状況はどうか。

→近隣自治体においても、国や県のスケジュール通り進めていくのが難しいと聞いています。

・地域移行ということで、メリットデメリットあると思うが、先生にとっては業務が軽減され、専門性が必要な部活は専門の方に教えてもらえるメリットがある。

令和6年1月24日に行われた印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 木下 登志子